

高齢者の見守りサービス事業について

市では、高齢者の不安や負担を軽減し、在宅生活を支援するために、以下の2つの事業を行っています。

●申請方法 ◇窓口◇オンライン◇郵送

※申請書は申込先で配布、または市ホームページよりダウンロード

●申し込みと問い合わせ先 すこやか長寿課長寿支援担当 ☎(580)1859



①あんしんまどか
オンライン申請



②高齢者等不燃ごみ等
オンライン申請

①あんしんまどか（高齢者ICT見守り）事業

●対象者 次のいずれかに該当する人

- ①ひとり暮らしの高齢者
- ②高齢者夫婦など、高齢者のみの世帯の人
- ③同居家族の仕事などにより、長時間①や②の状態になる人

●内容 自宅で生活をする高齢者の見守りを行うため、人感センサー（写真1）と緊急通報機器（見守りケータイ）（写真2）を貸与します。

●特長

- ◇人感センサーは、人の体温を24時間以上感知しない場合に安否確認を行います。
- ◇緊急通報機器（見守りケータイ）は、簡単な操作で、体調が悪いときにコールセンターに連絡したり、普段でも健康相談をしたりできます。また、必要時には、救急車の要請や、緊急連絡先への連絡、警備会社による安否確認を行います。

●自己負担（月額） 下記のとおり（不明な場合は、問い合わせてください）

- ◇介護保険料の段階1～3の人 0円
- ◇介護保険料の段階4～5の人 250円
- ◇介護保険料の段階6～13の人 500円



（写真1）



（写真2）

②高齢者等不燃ごみ等戸別収集事業

●対象者 事業対象者・要支援・要介護認定を受けているひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の人で、家族・近隣住民などのごみ出しへの協力が困難な人

●内容 不燃ごみなど（ビン・缶、その他の燃えないごみ、ペットボトル・白色トレイ）を集積所まで搬出することが困難な高齢者のため、市の委託業者が戸別収集を行います。

●特長 市が指定する収集日（月2回、地域ごとの収集日とは異なります）の日中に玄関先で戸別収集します。また、不燃ごみなどが出されていない場合には、見守りを兼ねて呼び鈴や電話で安否確認を行います。

●自己負担額 なし

後期高齢者 歯科健診のお知らせ

後期高齢者の口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健診を実施します。

低料金で受診できます

後期高齢者医療広域連合が費用の大半を負担するため、自己負担金は300円です。

●対象者 後期高齢者医療の被保険者で昭和20年4月1日～昭和25年3月31日生まれの人（今年度76歳～80歳になる人）

●受診期間 6月～12月
※医療機関の休診日を除く

●受診券の送付時期 5月下旬に後期高齢者医療広域連合から対象者に送付

●受診方法 受診券とともに送付される実施医療機関一覧に掲載されている医療機関に直接連絡し、予約して受診

●必要なもの 次のいずれか
◇被保険者証◇資格確認書◇マイナ保険証（健康保険の利

用登録済の人）（マイナ保険証に対応できる医療機関に限る）
◇対象者に送付する受診券（必要事項を記入）◇自己負担金300円

●問い合わせ先

国保年金課医療担当

☎(580)1847